

# 前橋市ドローン等対応方針

平成28年3月2日  
(令和4年6月20日改正)

背景・目的 ～～～

- ・ドローン、ラジコン機等の無人航空機（以下「ドローン等」という。※1）は、近年急速に普及が進んでおり、撮影や運搬など、その特性を活かして様々な分野での利活用が期待されている新しい技術である。
- ・本市においても、ドローン等の有用性に着目し、主にスポーツイベント等での撮影記録業務において活用を図ってきた。
- ・しかしながら、全国各地で落下事故等が発生し、本市においても平成27年9月27日に開催された赤城山ヒルクライム大会において、実行委員会が撮影を委託した民間業者のドローンがスタート地点付近に墜落し、炎上する事故が発生した。
- ・ドローン等は、機体の機械面や操作の技術面、利用時のルール面など、随所で未成熟な面があり、全般的に発展途上にある。
- ・国においては、首相官邸等での落下事故を受け、ドローン等の将来性に期待しつつも、安全を確保するため、平成27年9月11日に航空法等の一部改正（平成27年12月10日施行）を行い、ドローン等の使用に関して一定の規制を開始した。
- ・本市においても、市関連業務においてドローン等を安全かつ有効に活用し、また、市有施設での市民等のドローン等の使用についての基本的な考え方を示すため、この方針を定めるものである。

～～

## 1 市関連業務での市の利用方針

- (1) ドローン等を使用することで効果的に業務を遂行できる場合に限り、航空法等の関係法令を遵守した上で、安全を確保し、効率面にも留意しつつ運用するものとする。
- (2) (1)にかかわらず、不特定多数の市民が集まる祭やイベント事業等では、市民に危険を及ぼす可能性があるためドローン等は使用しない。
- (3) ドローン等の飛行等を委託する場合は、受託者に対して航空法等の関係法令の遵守や安全の確保、運用面でのルール策定・遵守を求め、それぞれを徹底させる。
- (4) ドローン等の使用に当たっては、別に定める前橋市ドローン等運用ガイドラインに沿って進めるものとする。
- (5) (4)にかかわらず、事故や災害時の捜索、救助等での使用においては、原則として関係機関からの要請等に基づき運用するものとし、「航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン（平成27年11月17日国空航第687号、国空機第926号、令和3年5月31日一部改正）」に基づき運用するものとする。

## 2 市有施設での市民等の利用制限の方針

- (1) 全ての市有施設（建物内を含む。）について、ドローン等の使用を原則禁止とする。
- (2) 業務、学術研究等による利用目的で施設等の設置目的や他の許可行為との整合が図れる場合は、関係する法令等の遵守、周囲への安全確保等の必要な条件を付した上で、ドローン等の使用を許可することができるものとする。

※1 本対応方針におけるドローン、ラジコン機等の無人航空機（ドローン等）とは、航空法上の無人航空機（重量100g未満のものを除く）と同じ定義とする。